

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………一
……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
 - 都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 正 誤
- 平成二十七年五月二十八日付東京都告示第九百五号……………七

告示

● 東京都告示第九百六十二号
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第二項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次の

とおり告示する。

平成二十七年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

氏名

舟山 毅

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第七三四六二号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十七年四月七日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

青木 正高

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八五三三三三号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十七年四月七日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

林 百合

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第四二四四九号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十七年四月十日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

北川 美菜子

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第七七六一号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十七年四月十日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 被処分者

氏名

坂上 貴彦

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八三四〇七号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十七年四月十日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

●東京都告示第九百六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

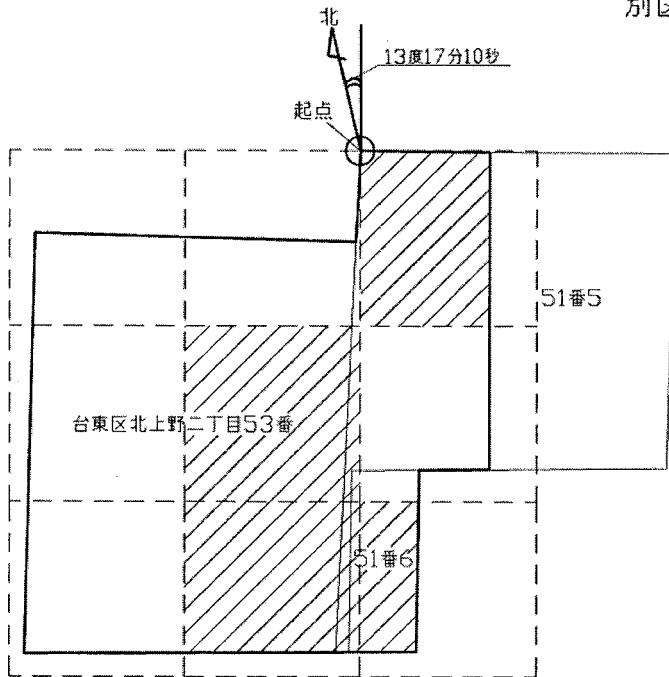
平成二十七年六月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（台東区北上野二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



〈凡例〉

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

〈起点〉

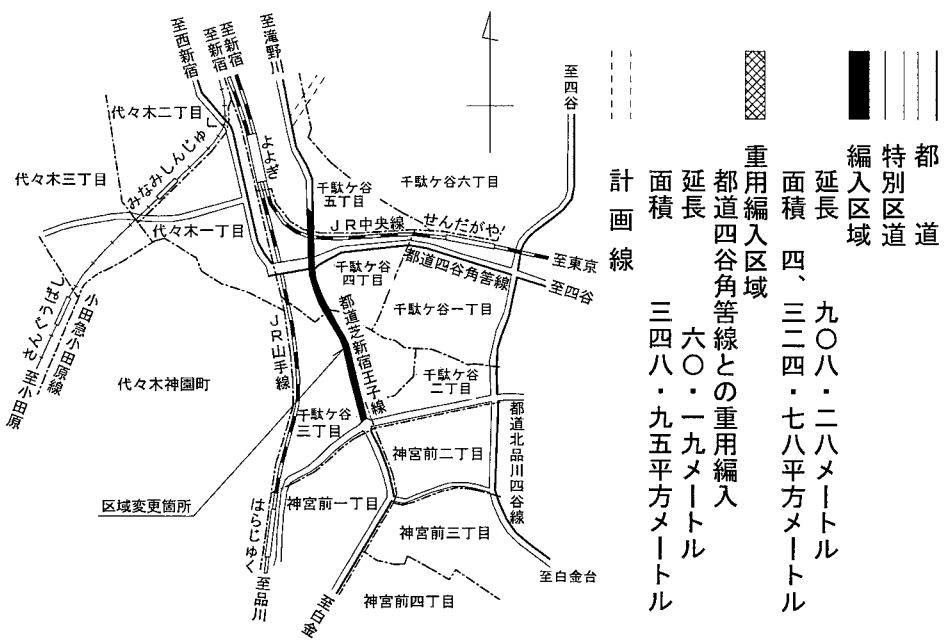
起点は、台東区北上野二丁目51番5の最北端とする。

〈格子の回転角度(13度17分10秒)〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

都道芝新宿王子線区域変更略図
渋谷区千駄ヶ谷二丁目～千駄ヶ谷五丁目

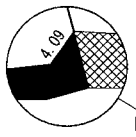
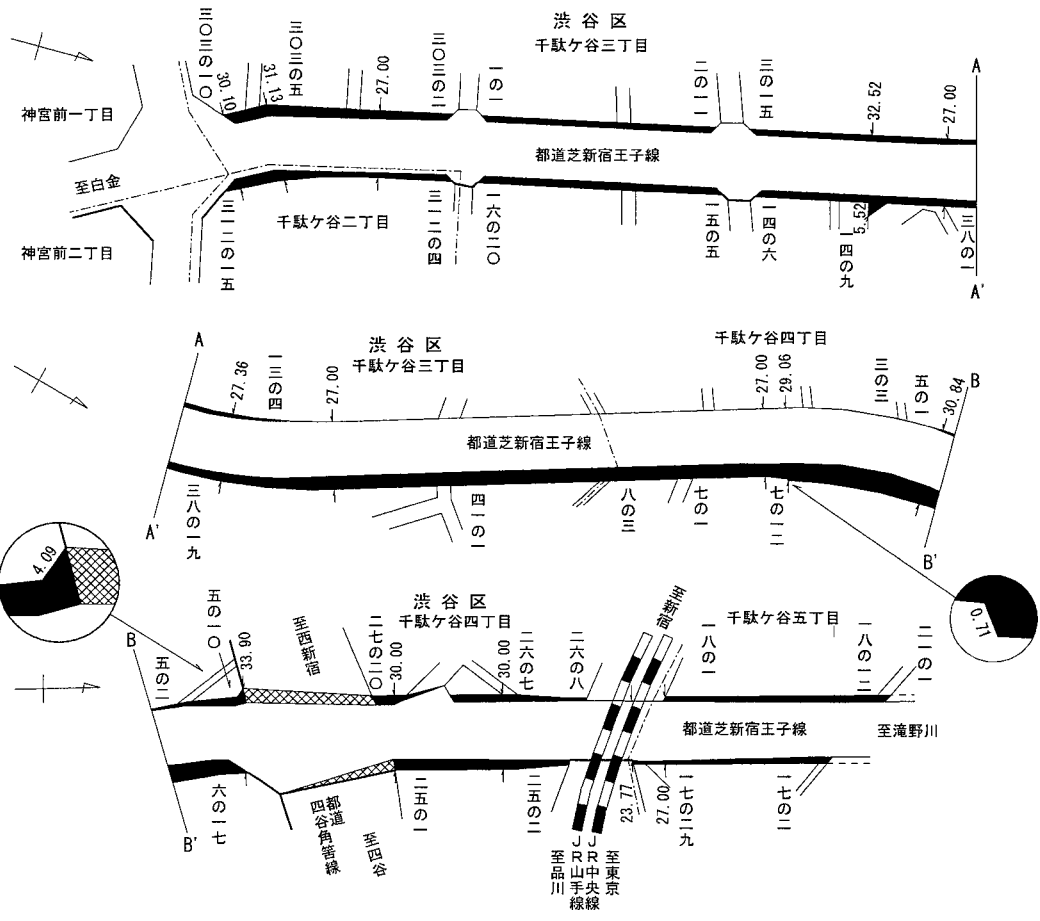


都道
特別区道
編入区域
延長 九〇八・二八メートル
面積 四、三二四・七八平方メートル
重用編入区域
都道四谷角等線との重用編入
延長 六〇・一九メートル
面積 三三八・九五平方メートル
計画線

●東京都告示第九百六十四号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十七年六月十一日から起算して

一 路線名 芝新宿王子
二 変更の区間 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月十一日
東京都知事 外 添 要 一

二 変更の区間 渋谷区千駄ヶ谷二丁目三百十二番十五地
先から同区千駄ヶ谷五丁目二十一番一
地
三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第九百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

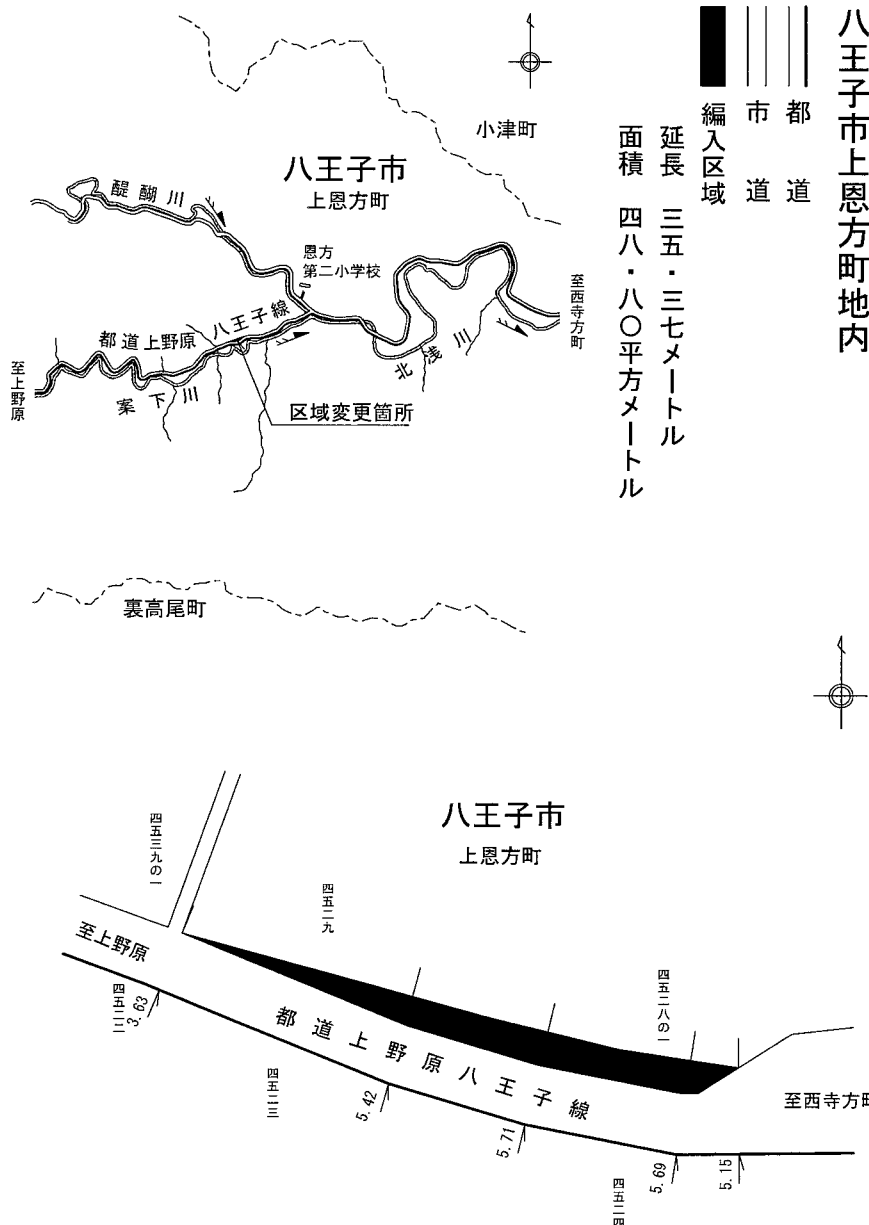
平成二十七年六月十一日

東京都知事 舛添 要一

- 一 路線名 上野原八王子
- 二 変更の区間 八王子市上恩方町四千五百二十九番地内から同所四千五百二十八番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道上野原八王子線区域変更略図
八王子市上恩方町地内



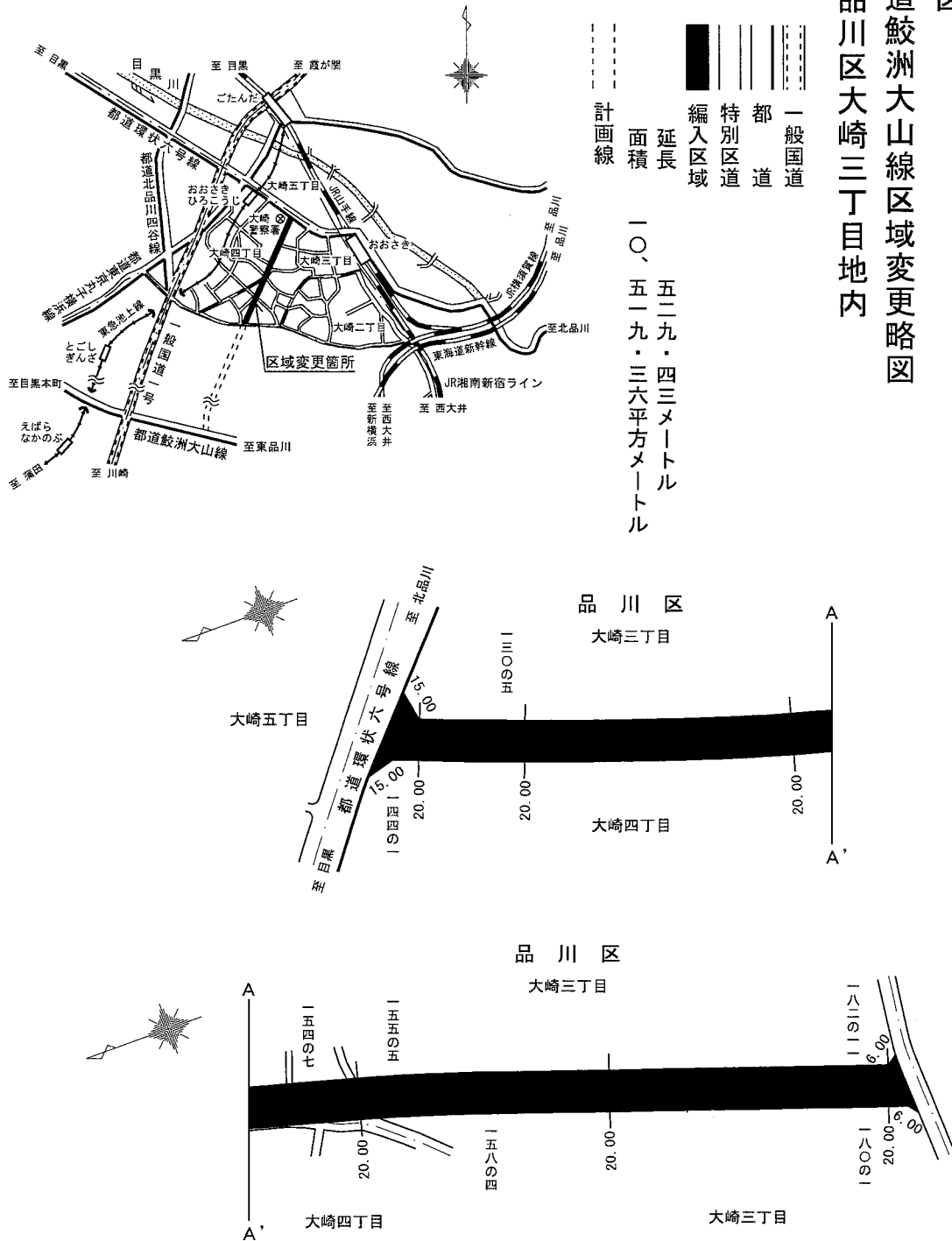
別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
品川区大崎三丁目地内

●東京都告示第九百六十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十七年六月十一日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月十一日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 品川区大崎三丁目百八十番一地内から同所百四十四番一地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人外国人旅行者を支援する会

三 代表者の氏名

神田 佳津嘉

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区西池袋一丁目二十九番五号 山の手ビル

三F B号

五 定款に記載された目的

この法人は、来日する外国人旅行者を対象として、日本滞在中に安全に、より深く日本の良さを知ってもらうため、各種アドバイスや情報を発信していく事業を通じて、観光名所でのサポートや相談業務・相談員の派遣等を行い、観光の振興を図ると共に外国人旅行者を支援し、もつて外国人との健全な共生社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコ・ワクチン協力会

三 代表者の氏名

渡部 一二

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田須田町二丁目二十三番十一号 河合ビル九階

合ビル九階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、ペットボトルのキャップ収集・再資源化事業により「環境の改善」に寄与し、あわせて発展途上国へのワクチン等の提供を支援・協力することで「子どもたちの健全育成」に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本国際キャリア形成支援協会

三 代表者の氏名

小川 眞一

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市富士見町五丁目十二番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、第一に、広く子どもたちや一般市民をはじめ、行政および各種団体等の関係者を対象として、ITや専門知識、技術の習得に必要な教育、情報提供を行

うことにより、現在および将来の働き手となる人材を育成し、地域社会および国際社会における雇用機会の創出、ひいては経済発展に寄与することを目的とする。

第二に、発展途上国の青壮年を対象とする技能実習生の受け入れに必要な事業を実施し、我が国の進んだ技術・技能や知識を習得させることにより、母国の経済発展と産業振興の人材育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人外航利用運送事業者倶楽部

三 代表者の氏名

鶴澤 敬一

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門二丁目十一番七号 第二文成ビル五階

階

五 定款に記載された目的

この法人は、国際貨物輸送における国際条約と関連法規、及び荷主と運送人の責任範囲の普及啓発に関する事業を通じて、外航利用運送事業等を営む者又は営もうとする者と荷主である輸出入に携わる団体や個人の国際物流の健全な環境づくり及び知識の向上、その結果としての安全且つ確実な国際輸送の向上を目指して社会全体の利益と国際取引の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人幹細胞治療研究機構

三 代表者の氏名

市橋 正光

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝公園二丁目三番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、ヒト組織由来間葉系幹細胞の分譲業務(管理運営)に関する活動を通じ、分譲を希望する大学等の学術的な研究活動を行う機関に対して広く提供・支援することにより、幹細胞研究の裾野を広げ、再生医療研究の人への普及並びに発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十七年五月二十八日付東京都告示第九百五号

ページ一段一行一誤一正

二	中	十二	小金井市花小金井南町一丁目七百七十二番二百六及び同番二百七の各一部	小平市花小金井南町一丁目七百七十二番二百六及び同番二百七の各一部
---	---	----	-----------------------------------	----------------------------------

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002